

東京都社会的責任調達指針に関するチェックリスト〔下書き用紙〕

この画面は「東京都社会的責任調達指針」に関するチェックリストの入力画面です。この画面で入力した内容は資格審査に影響しません。

各項目について、調達指針及びその解説版(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/sr>からダウンロードできます)を参照しながら、各申請者における取組を選択してください(複数選択可能です)。選択肢はあくまで取組として想定されるものの例示です。該当する選択肢がない場合は、「その他の取組を行っている。」にチェックの上、「その他の取組内容」欄に自由に記載してください。

「義務」と書かれている項目について、「取り組んでいない。」を選択すると、今後調達指針が適用される案件には参加いただけなくなるため、ご注意ください(調達指針は令和7年4月以降に公表される財務局契約第一課、第二課の案件から適用を開始する予定です)。「推奨」と書かれている項目については、いずれの選択肢を選択しても、都の入札への参加に影響はありません。

ただし、「推奨的事項」を含めて、全ての項目に回答いただかないと先に進めませんのでご注意ください。

なお、資格申請後に取組を開始し、申請時から状況が変化した場合には、資格付与後に電子調達システムを通じてチェックリストの内容の変更申請が可能です。

分野・項目	取組状況
(1)全般	
1.1 法令遵守 (義務) 指針本文 7ページ	国内外の法令等の遵守や、国際規範の尊重について、 ☐ コンプライアンス(法令遵守)徹底のための自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ コンプライアンス(法令遵守)徹底のための内部統制の仕組みを構築している。 ☐ コンプライアンス(法令遵守)徹底のための担当部署を設置し、定期的な監査・モニタリングを実施している。 ☐ 遵守すべき関連法規の関係部署への周知や研修の実施等、周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
1.2 持続可能性確保に向けた受注者等の責任 (推奨) 指針本文 7ページ	人権尊重及び環境保護に関する自社の方針公表、定期的なデュー・ディリジェンス※1、グリーンバンス・メカニズム(苦情処理メカニズム)※2の設置について、 ☐ 人権尊重及び環境保護に関する自社の方針や行動規範等を策定し、サプライチェーン※3を含む外部に対して公表している。 ☐ 内部規程の整備や担当部署の設置等、規則・制度や体制を整えてデュー・ディリジェンスに取り組んでいる。 ☐ デュー・ディリジェンスの実施状況についての説明・開示に取り組んでいる。 ☐ グリーンバンス・メカニズム(苦情処理メカニズム)の構築・運営に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※1 サプライチェーンを含む企業の事業活動を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証した上で、検証結果や取組内容について定期的に開示する、一連の継続的なプロセス。 ※2 人権の侵害を受けた事例や環境への過度な負担が発生している事例などについて通報を受け付け、その状況を把握し是正及び改善につなげるための仕組み(メカニズム)。 ※3 原材料の採取を含め、受注者等に供給するまでの製造や流通等の各段階(部品・材料の供給、下請け、再委託等の各段階を指す)。
1.3 通報者に対する報復行為の禁止 (義務) 指針本文 7ページ	法令違反や調達指針の不遵守等に関する通報をした者に対する報復行為の防止について、 ☐ 内部通報制度等において通報者の秘密保持を定める等、規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 ☐ 社員等に対して、内部通報制度等の内容について周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
1.4 工事・物品等における適正な履行 (義務) 指針本文 8ページ	都民生活及び都民福祉の向上に資する公正な事業運営について、 ☐ 公正な事業運営に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)

(2)環境	
2.1 排出する温室効果ガスの削減 (推奨) 指針本文 9ページ	温室効果ガス排出量の特定、削減のための措置について、 ☐ 自社の温室効果ガス排出量を特定している。 ☐ 温室効果ガスの排出量削減に関する中長期的目標を設定している。 ☐ 温室効果ガスの排出量削減に関する取組及び進捗を公表している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用 (推奨) 指針本文 9ページ	再生可能エネルギーに由来する電気や熱等、CO2排出係数のより低いエネルギーの利用について、 ☐ 2030年までに使用電力の50%以上(2000年比)を再生可能エネルギー由来にする計画を策定している。 ☐ 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー設備を導入している。 ☐ 再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用している。 ☐ 利用した電力分について、再生可能エネルギー証書を購入・無効化してまかなっている。 ☐ 小売電気事業者から、排出係数の低い電気を調達している。 ☐ 再生可能エネルギー由来のグリーン水素を燃料に活用している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.3 その他の方法による温室効果ガスの排出量削減 (推奨) 指針本文 10ページ	ノンフロン製品の導入やカーボン・オフセット※等による温室効果ガスの排出量削減について、 ☐ 冷凍冷蔵機器や給湯器等をノンフロン冷媒に切り替えている。 ☐ オゾン層破壊係数及び、地球温暖化係数のより小さい資機材を採用している。 ☐ 温室効果ガスの削減・吸収の取組に資金を提供している(クレジットの活用やカーボン・オフセット製品等の購入・利用を含む。) ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量(クレジット等)で、その全部又は一部を埋め合わせることを。
2.4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの排出量削減に寄与する原材料等の利用 (推奨) 指針本文 10ページ	排出される温室効果ガスの削減に寄与する原材料や部品、燃料の利用について、 ☐ LCA(ライフサイクルアセスメント)の視点から温室効果ガスの排出量削減に寄与する原材料、部品、燃料を利用する計画を策定している。 ☐ EPD(環境製品宣言)を取得した製品を積極的に活用している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.5 省エネルギーの推進 (推奨) 指針本文 10ページ	省エネルギー効果の高い設備や物流の導入等による消費エネルギーの低減について、 ☐ 2030年までにグループ全体のエネルギー使用量を50%以上(2000年比)削減する目標を設定している。 ☐ 照明機器のLED化や省エネ型空調設備等、省エネルギー効果の高い機器、設備を導入している。 ☐ 複層ガラスや性能の高い外皮の利用等、建物の断熱性を高めている。 ☐ エネルギー監視システムを導入し、効率的な設備運用に取り組んでいる。 ☐ エネルギー効率の良い製品及びサービスを開発している。 ☐ 低環境負荷OA機器やゼロエミッション車の利用等、エネルギー効率の向上に取り組んでいる。 ☐ 環境に配慮したエコドライブを実施している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)

2.6 持続可能な資源利用の推進 (推奨) 指針本文 10ページ	再生可能資源を含む原材料の利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の他、使用後に再使用・再生利用しやすい構造の採用、ストックの有効活用について、 ☐ 資源の有効活用、廃棄物の抑制及び再資源化について、自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 廃棄物発生量の削減目標を設定している。 ☐ 分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している。 ☐ 製品については、使用後の回収・再生利用を念頭に分解の容易な設計を採用している。 ☐ 再生紙や再生樹脂等の導入・活用を進めている。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.7 容器包装等の削減及び再生材料や植物由来材料の利用 (推奨) 指針本文 11ページ	製品自体の容器包装や梱包・輸送資材の最小化及び再使用・再生利用しやすい容器包装の使用について、 ☐ 包装資材の改善による環境負荷の低減に取り組むことに関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 包装の簡素化・軽量化を実施している。 ☐ リターナブルボックス(通い箱)の導入等により梱包材の使用量を削減している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 事業の性質上該当しない。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減 (推奨) 指針本文 11ページ	廃プラスチックの発生抑制と再使用、再生利用、使い捨てプラスチック製品の使用抑制、再生可能資源への代替について、 ☐ 廃プラスチックの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用抑制等に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して、廃プラスチックの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用抑制等に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.9 汚染防止、化学物質管理及び廃棄物処理 (義務) 指針本文 11ページ	(義務) 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理の適正な実施について、 ☐ 各種環境法令等に基づき、廃棄物を適切に処理している。 ☐ 各種環境法令等に基づき、設備の設置や点検により、事業における汚水や有害物質の排出を基準以内に抑制している。 ☐ 法令等及び周辺自治体との協定に基づき、排出ガスや排水による影響を監視している。 ☐ 法令に則り、化学物質の有害性を確認し、必要に応じ、有害性情報や取扱い及び保管上の注意等の情報提供を行っている。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
2.9 汚染防止、化学物質管理及び廃棄物処理 (推奨) 指針本文 11ページ	(推奨) 環境や人間の健康への悪影響の回避について、 ☐ 環境への影響を低減するための目標を策定し、その中で環境負荷の高い化学物質の代替や削減を掲げている。 ☐ 法令等より厳しい自主管理基準を設定している。 ☐ 工程の見直しによる塗料等の化学物質使用量の削減に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)

2.10 資源保全に配慮した原材料の採取 (義務) 指針本文 11ページ	(義務)違法に採取・栽培された資源の使用防止について、 ☐違法な原材料を排除するための調達方針を策定している。 ☐違法な原材料を排除するためリスクに応じて調達先の状況を確認している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐事業の性質上該当しない。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
2.10 資源保全に配慮した原材料の採取 (推奨) 指針本文 11ページ	(推奨)資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料の使用について、 ☐持続可能性に配慮した、原産地まで追跡可能な原材料を購入するという目標を掲げている。 ☐森林認証用紙や環境に配慮された原材料から製造した用紙を採用している。 ☐エコマークやグリーンマーク、間伐材マーク等の付いた原材料や製品を使用している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐事業の性質上該当しない。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.11 生物多様性の保全 (義務) 指針本文 11ページ	(義務)絶滅危惧種の動植物に由来する原材料の使用防止について、 ☐原材料に絶滅危惧種に該当するものがないか確認する体制を整備している。 ☐自社の製品の原材料にワシントン条約等の国際法や現地の法令に触れるものがないか確認する体制を整備している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐事業の性質上該当しない。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
2.11 生物多様性の保全 (推奨) 指針本文 11ページ	(推奨)生物多様性や生態系への負荷の低減について、 ☐生物多様性の保全に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐原材料の生産や採掘が現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか等についての情報を収集し調達に反映している。 ☐社員等に対して、生物多様性の保全に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐事業の性質上該当しない。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
2.12 持続可能な水の利用 (推奨) 指針本文 12ページ	水の保全、使用削減、再利用のための措置、水リスク※の特定及びその公開等について、 ☐水の保全、節水、再利用に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐水リスクに関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐サプライチェーンを対象とした水リスク評価を実施し、公開している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※渇水、水質汚染、洪水等の物理的なリスクの他、法令等による各種規制、風評被害等の水に関するリスク

(3)人権	
3.1 国際的人権基準の遵守・尊重 (義務) 指針本文 13ページ	世界人権宣言等の人権に係る国際的な基準の遵守・尊重について、 ☐人権尊重に関する経営トップのコミットメント(公約)を公表している。 ☐差別の禁止、人権侵害の防止、児童労働・強制労働の禁止等、人権を尊重する方針や行動規範等を策定している。 ☐社員等に対して、人権に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
3.2 差別・ハラスメントの禁止 (義務) 指針本文 13ページ	人種・宗教・性別・障害の有無等による、いかなる不当な差別やハラスメントも防止することについて、 ☐差別やハラスメントを禁止することを明記した自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐社員等に対して、差別やハラスメントに関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐差別やハラスメントに関する相談窓口を設置している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止 (義務) 指針本文 13ページ	不法な立ち退きの強制等による先住民及び地域住民等の権利侵害を防止することについて、 ☐先住民や地域住民の権利を尊重することを明記した人権に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐住民の立ち退きを要する場合には、法律に則った対応・手続きを確実にしている。 ☐事業の実施等に当たっては、住民を対象に説明会等を開催するなど十分な情報開示をし住民の声を聞く機会を設けている。 ☐事業に関する苦情等を受け付ける相談窓口を設置している。 ☐社員等に対して、先住民や地域住民等の権利に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐事業の性質上該当しない。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
3.4 女性の権利尊重 (推奨) 指針本文 14ページ	女性のエンパワメント※1や男女共同参画社会の推進等について、 ☐女性幹部社員の確実な輩出に向けた自社の数値目標や行動計画を策定している。 ☐女性差別を撤廃し、ジェンダーバイアスを排除するため、評価や登用基準を透明化している。 ☐社員等に対して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※2に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐時短制度の延長や男女の育児休業制度の分野等で、法定を上回る両立支援制度を整備している。 ☐女性の非正社員から正社員への転換を実施した実績がある。 ☐過去に在籍した女性社員の再雇用を実施した実績がある。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※1 女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。 ※2 性と生殖に関する健康と権利。子供の数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。
3.5 障害者の権利尊重 (義務) 指針本文 14ページ	(義務)障害者への不当な差別的取り扱いの防止、合理的配慮の提供について、 ☐障害者の特性に配慮した事業所等のバリアフリー化を実施している。 ☐障害者の特性に配慮した情報保障と意思疎通に係る対応を行っている。 ☐社員等に対して、差別禁止と合理的配慮に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐障害者の特性に応じた業務方法の見直し等により働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 ☐障害に関する差別・ハラスメント相談窓口を設置し、効果的な苦情解決に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)

3.5 障害者の権利尊重 (推奨) 指針本文 14ページ	(推奨)障害者の権利尊重、経済的・社会的活動への参加支援について、 ☐法定を上回る障害者雇用率の目標を設定している。 ☐障害者支援施設の自主製品等を使用している。 ☐社員等に対して、障害者への理解促進に向け、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
3.6 子供の権利尊重 (推奨) 指針本文 14ページ	子供の権利を尊重し、健全な育成を支援することについて、 ☐子供の権利を含む人権を尊重するという自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐子供の利用を想定して、製品・サービス等の提供を行っている。 ☐将来を担う人材育成の観点から、子供向けの環境教育等を実施している。 ☐妊娠中および出産後の労働者の健康管理や相談窓口を設置している。 ☐社員等に対して、子育てサービス費用の助成、貸し付けを行っている。 ☐事業所内保育施設を設置・運営している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
3.7 社会的少数者 (マイノリティ)の権利尊重 (推奨) 指針本文 15ページ	社会的少数者が平等な経済的・社会的権利を享受するための支援について、 ☐多様な社員の活躍支援を含むダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)※に関する方針や行動規範等を策定している。 ☐様々な宗教的・文化的背景等を持つ社員が働きやすい職場環境の整備を行っている。 ☐社会的少数者が意見・要望を伝えることができる相談窓口を設置している。 ☐社員等に対して、社会的少数者への理解促進のために、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐社会的少数者に関するプライバシー保護のため、情報管理に関する規定やマニュアルを整備している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※多種多様な人々が不当な差別やハラスメントを受けることなく、受け入れ合うこと。

(4)労働	
4.1 国際的労働基準の遵守・尊重 (義務) 指針本文 16ページ	労働に関する国際的な基準の遵守・尊重について、 ☐労働者の権利尊重に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐人事労務管理マニュアルを整備し、社内での周知、実施状況の定期的チェックを行っている。 ☐社員等に対して、労働者の権利等に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐労働環境の改善に向けて、公的機関や労働組合等、幅広いステークホルダーとの対話を実施している。 ☐職務評価制度を導入し、同一価値労働同一賃金体系を導入している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.2 結社の自由及び団体交渉権 (義務) 指針本文 16ページ	(義務)組合結成の自由及び団体交渉の権利等、労働者の基本権の確保について、 ☐結社の自由や団体交渉権を尊重する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐労働組合と締結している労働協約において、労働者の権利の正当な行使を認めている。 ☐組合との交渉等に関する窓口を設置している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.2 結社の自由及び団体交渉権 (推奨) 指針本文 16ページ	(推奨)交渉を有意義なものとするための情報提供について、 ☐労働組合等からの求めに応じて組織の財政、活動の実態等に関する情報を提供している。 ☐経営方針等について、会社と労働組合が相互に意見交換する機会を定期的に設けている。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
4.3 強制労働の禁止 (義務) 指針本文 16ページ	不当な身体的又は精神的拘束による強制労働や人身取引の防止について、 ☐強制や意思に反しての就労をさせないことに関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐雇用契約書や労働条件通知書を通じて雇用に関する各種条件について十分な理解が得られるよう努めている。 ☐社員等に対して、一切の強制労働を禁止することに関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.4 児童労働の禁止 (義務) 指針本文 17ページ	児童労働の禁止、18歳未満の若い労働者等の危険な業務への従事等の防止について、 ☐児童を就労させないことに関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐社員等に対して、一切の児童労働を禁止することに関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐15歳未満の者は採用しないことを採用規程等で規定している。 ☐18歳未満の者を雇用する場合には、深夜業の制限、危険有害業務の就業制限等を就業規則等で規定している。 ☐採用時のチェック項目に入社時の年齢確認を入れている。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)

4.5 雇用及び職業における差別の禁止 (義務) 指針本文 17ページ	労働条件等の面での人種・宗教・性別・障害の有無等による差別の防止について、 ☐労働条件等のいかなる面でも差別を禁止する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐職場における差別の禁止を就業規則等において定めている。 ☐社員等に対して、差別禁止に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐採用選考に当たっては、応募者の適性・能力・意欲に基づき採用選考することを内部規程に定めている。 ☐募集および採用選考に当たっては、障害者の申出により合理的配慮を行っている。 ☐差別に関する相談窓口を設置している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.6 職場の安全・衛生 (義務) 指針本文 17ページ	(義務)労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件の整備について、 ☐労働関係法令等を遵守し、安全で健全な職場環境を維持することを含む自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐社員等に対して、労働安全衛生に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐社員等に対する法定健康診断やメンタルヘルスに係るストレスチェックを実施している。 ☐危険作業に従事する社員等に対し、保護具の支給と着用を実施している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.6 職場の安全・衛生 (推奨) 指針本文 17ページ	(推奨)テレワーク、フレックスタイム、男女問わない育業(育児休業)等、ライフ・ワーク・バランス※の実現について、 ☐テレワークができる制度・環境を整備している。 ☐フレックスタイム制度を導入している。 ☐男女問わず育業(育児休業)を取得できる環境を整備している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容) ※仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。東京都では、「まずは人生、生活を大切にすべきである」とする考え方に基づき、「ライフ・ワーク・バランス」と呼称している。
4.7 賃金・報酬 (義務) 指針本文 17ページ	(義務)法令等で定める最低賃金額以上の賃金及び適切な手当での支払いについて、 ☐適正な賃金の支払いに関する方針や行動規範等を策定している。 ☐賃金の支払いにあたって、最低賃金法に抵触しないことを確認している。 ☐未払い残業代が発生しないよう、客観的な記録を基礎として確認した労働時間に基づいて社員の給与・手当を正確に支払い、賃金台帳に記録している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.7 賃金・報酬 (推奨) 指針本文 17ページ	(推奨)労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いについて、 ☐生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金・報酬の支払いに関する方針や行動規範等を策定している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)

4.8 長時間労働の禁止 (義務) 指針本文 18ページ	(義務)違法な長時間労働の防止について、 ☐ 過重労働の抑制に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 時間外労働に関する労使協定(いわゆる36 協定)の遵守を確認する体制を整えている。 ☐ 休日なしの連続勤務を禁止している。 ☐ サービス残業防止のための職場パトロールを実施している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.8 長時間労働の禁止 (推奨) 指針本文 18ページ	(推奨)労働者の労働時間の適切な管理について、 ☐ 労働時間を適切に管理する体制を整えている。 ☐ 一定の超過勤務時間に達した社員に警告を出している。 ☐ 年間総労働時間に関する削減目標を設定している。 ☐ 有給休暇取得率等について目標設定を行っている。 ☐ 長時間労働は正の好事例を社内で共有している。 ☐ 所定時間内に仕事を終えることを積極的に評価している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
4.9 外国人・移住労働者 (義務) 指針本文 18ページ	(義務)外国人・移住労働者の法令等に則った労働管理及び雇用手続き、あっせん・派遣事業者による不当な権利侵害の確認について、 ☐ 外国人・移住労働者の雇用に際して、法令等に基づき、適切な届出等を行っている。 ☐ 外国人・移住労働者を雇用する場合、合法的な就労資格を有することを確認している。 ☐ 外国人労働者について、人材派遣会社による手数料の徴収、パスポートの保管等がないか、母国語で書いた雇用契約書を渡しているか等、法令違反がないことを定期的に監査・確認等を実施している。 ☐ 外国人・移住労働者との雇用契約書において、法令等で要求される事項を含むことを確認している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 外国人・移住労働者を雇用していない。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
4.9 外国人・移住労働者 (推奨) 指針本文 18ページ	(推奨)外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行える体制整備について、 ☐ 外国人・移住労働者向けの相談窓口を設置し、適切な助言や援助ができる体制を構築している。 ☐ 関係する社員等に対して、外国人・移住労働者に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 外国人労働者及び外国人労働者を支援する組織等と対話・協働する機会を設けている。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 外国人・移住労働者を雇用していない。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
4.10 職場における暴力とハラスメントの防止 (義務) 指針本文 18ページ	職場における暴力とハラスメントの防止のための措置について、 ☐ 職場における暴力とハラスメントを禁止する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して、職場における暴力やハラスメントの防止に関する研修を実施している。 ☐ 職場における暴力とハラスメントに関する相談窓口を設置している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)

4.11 職場における人材育成・研修の提供 (推奨) 指針本文 18ページ	労働者が能力開発、訓練及び実習の機会を享受できる取組について、 ☐社員等に対し、業務に関する訓練、実習を実施している。 ☐社員等が希望する能力開発に関して、時間的配慮や参加費用支援等を実施している。 ☐身に付けた能力・スキルを発揮することができる実践の場や能力・スキルが適切に評価される環境を整備している。 ☐キャリアコンサルタント等を活用し、定期的・継続的な助言や精神的サポート等、伴走支援を実施している。 ☐事業内職業能力開発計画を作成している。 ☐職業能力開発推進者を選任している。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
4.12 就労に困難を抱える者の雇用の促進 (推奨) 指針本文 19ページ	就労を希望しながら、就労することが困難な者の雇用促進について、 ☐障害者、ひとり親、刑務所出所者等の就労困難者の雇用に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐障害者就労支援施設やソーシャルファームへの物品・サービス等の優先発注を行っている。 ☐その他の取組を行っている。 ☐今後、取組を始める予定。 ☐取り組む予定はない。 (その他の取組内容)

(5)経済	
5.1 腐敗の防止 (義務) 指針本文 20ページ	公務員等に対する贈賄等の腐敗行為の防止について、 ☐ 腐敗行為防止に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して、腐敗行為防止に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 腐敗行為防止に関するマニュアル等を作成している。 ☐ 交際費のチェック強化、政治献金等の支出記録の保存等に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.2 公正な取引慣行 (義務) 指針本文 20ページ	(義務) 独占禁止法や下請法等の取引に関する法令等を遵守した公正な取引慣行の推進について、 ☐ 取引関係法令等を遵守する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して、取引関係法令等の遵守に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 取引関係法令等を遵守するための相談窓口を設置している。 ☐ 取引関係法令等の遵守状況をチェックする体制を整備している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.2 公正な取引慣行 (推奨) 指針本文 20ページ	(推奨) 下請構造を可視化し適切に管理することについて、 ☐ 下請、委託先について業務履行体制を可視化し、適切に管理している。 ☐ 下請、委託先に対して、法令違反がないよう指導している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
5.3 紛争や犯罪への 関与のない原材料の 使用 (義務) 指針本文 20ページ	紛争や犯罪に関与する原材料の使用防止について、 ☐ 紛争地域において不当に採掘された鉱物を使用しないという自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 紛争鉱物への対応ガイドラインを制定している。 ☐ 紛争鉱物の使用状況や精錬所情報の調査を実施している。 ☐ 関係する社員等に対し、紛争鉱物に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 事業の性質上該当しない。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.4 知的財産権の保 護 (義務) 指針本文 20ページ	第三者の知的財産権及び営業秘密の侵害防止について、 ☐ 他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように努める自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 自社製品が第三者の知的財産権を侵害することのないよう、調査を実施している。 ☐ 社員等に対して、知的財産権に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 下請、委託先等に対して知的財産権を侵害していないことの確認を義務付けている。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 事業の性質上該当しない。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)

5.5 責任あるマーケティング (義務) 指針本文 20ページ	(義務) 自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示の防止について、 ☐ 不当表示を行わないことに関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 関係する社員等に対して、不当表示の防止に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 製品・商品・サービスに関する表現についての関連法令に基づき、顧客・消費者が正しく理解できる説明を行っている。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 事業の性質上該当しない。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.5 責任あるマーケティング (推奨) 指針本文 20ページ	(推奨) 差別的又は誤解を与える広告、子供に悪影響のある広告の防止等について、 ☐ 差別的又は誤解を与える広告、子供に悪影響のある広告を行わない自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 広告に関する自社基準を設定するとともに、商品や広告の表示・表現を審査する仕組みを構築している。 ☐ 社員等に対し、差別的又は誤解を与える広告、子供に悪影響のある広告の防止に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 事業の性質上該当しない。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
5.6 情報の適切な管理 (義務) 指針本文 21ページ	(義務) 個人情報の法律に基づく取扱い及び機密事項の適切な管理について、 ☐ 個人情報や業務上知り得た顧客情報は厳正に管理し、定められた目的以外は使用しないことを明記した自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 個人情報を保護するための社内規定を整備し、定期的に監査を実施している。 ☐ 社員等に対し、個人情報の管理に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.6 情報の適切な管理 (推奨) 指針本文 21ページ	(推奨) 情報アクセスの管理強化、漏えい防止体制の確立について、 ☐ 重要事項については、セキュリティを強化したシステムで保管している。 ☐ 重要事項については、アクセス制限や利用状況を記録している。 ☐ 情報管理のためのトレーニング等を実施している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)
5.7 情報の記録と開示 (義務) 指針本文 21ページ	記録、物証及び証言の偽造等、倫理に反する行為の防止、調達過程に関する情報の正確な記録と開示について、 ☐ 事業活動の記録等の偽造、改ざん及び隠ぺい等の防止に関する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 社員等に対して、事業活動の記録等の偽造、改ざん及び隠ぺい等の防止に関し、研修等を通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ☐ 事業活動の記録等の偽造、改ざん及び隠ぺい等の防止のための社内規定を整備し、定期的に監査を実施している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 取り組んでいない。 (その他の取組内容)
5.8 地域経済の活性化 (推奨) 指針本文 21ページ	地域の持続可能な活性化に取り組む中小事業者等への配慮等について、 ☐ 調達資材の選定に当たって、持続可能性に関する活動に取り組む取引先を優先する自社の方針や行動規範等を策定している。 ☐ 地域における環境配慮や社会配慮に優れた取引先候補を調査している。 ☐ 地域社会に貢献するため、現地での調達を推進している。 ☐ その他の取組を行っている。 ☐ 今後、取組を始める予定。 ☐ 取り組む予定はない。 (その他の取組内容)